

## 3 2. 健康増進支援補助金規程

(目 的)

**第1条** 本規程は、ツルハホールディングス健康保険組合（以下「組合」という。）が実施する保健事業の一環として、健康診断等の結果により二次検診等の受診が必要と判定された組合員の受診を促進し、疾病の早期発見・早期治療および組合員の健康の保持増進を図ることを目的として、健康増進支援補助金（以下「補助金」という。）の支給に関し必要な事項を定める。

2 補助金の支給は、健康保険法第150条に基づく健康保険組合の保健事業として実施するものとする。

(支給の制限)

**第2条** 次のいずれかの事故または事由によって生じた損害については、本規程に基づく補助金を支給しません。

- (1) 制度対象者または補助金を受け取るべき者の故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為または法令違反
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）によって被る損害
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被る損害
- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被る損害
- (5) (4) 以外の放射線照射または放射能汚染によって被る損害
- (6) 次のいずれかに該当する事由によって被る損害
  - ア. (2) から (5) までの事由によって発生した事故の拡大
  - イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から⑤までの事由による拡大
  - ウ. ②から⑤までの事由に伴う秩序の混乱
- (7) 石綿もしくはその代替物質またはそれらを含む製品が有する発がん性その他の有害な特性によって被る損害
- (8) サイバーインシデント(\*1)。ただし、サイバー攻撃によらずに生じた損害に対しては、この規定は適用しません。

(\*1) 次の事象をいいます。

- i. サイバー攻撃により生じた事象
- ii. サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象
  - (i) 不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁気的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出
  - (ii) 不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限
  - (iii) 不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合。ただし、(i) および (ii) を除きます。
  - (iv) コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。ただし、(i) から (iii) までを除きます。

(届 出)

**第3条** 制度対象者は、本規程に基づく補助金を受け取るべき事実が発生したときは、速やかに補助金窓口へ届出なければなりません。

(書類の提出)

**第4条** 制度対象者が本規程の定めるところに従って補助金を受け取ろうとするときは、所定の書類に必要事項を記入して、補助金窓口へ提出しなければなりません。

## 第2章 支給基準および支給額

(再検査補助金)

**第5条** 制度対象者が日本国内で下表のいずれかに該当した場合は、再検査補助金 5,000 円を制度対象者に支給します。ただし、再検査補助金の支払は、同一の制度対象者に対して、1年(\*1)に1回に限ります。

①	制度開始日以降に定期健康診断を受けた結果、高リスク該当(*2)となり、定期健康診断を受けた日から1年以内に病院等においてその治療のために通院または入院をすること。ただし、定期健康診断を受けた日の属する年度の制度開始当日の前日からその日を含めて過去1年以内に定期健康診断(*3) <u>(*4)</u> を受けた場合で、その定期健康診断(*3) <u>(*4)</u> において同一の項目が高リスク該当であったときは、その項目は含みません。
②	制度開始日以降にがん検診を受けた結果、再検査または精密検査が必要(*2) <u>(*5)</u> となり、がん検診を受けた日から1年以内に病院等において再検査または精密検査を受けること。ただし、がん検診を受けた日の属する年度の制度開始当日の前日からその日を含めて過去1年以内に同一のがん検診(*3) <u>(*3)</u> を受けた場合で、そのがん検診(*3) <u>(*3)</u> において再検査または精密検査が必要(*2) <u>(*5)</u> であったとき(*6)は、その項目は含みません。

(\*1) 定期健康診断を受けた日の属する年度の制度開始応当日からの1年間をいいます。

(\*2) 定期健康診断またはがん検診の結果通知等で通知されている場合に限りま

す。  
(\*3) 制度開始日以降に受けた定期健康診断またはがん検診に限りま

す。  
(\*4) 定期健康診断を受けた日の属する年度の制度開始応当日の前日からその日を含めて過去1年以内に定期健康診断を受けていない場合で、労働安全衛生規則第43条に定める雇入時の健康診断を受けていたときはその健康診断をいいます。ただし、制度開始日以降に受けた健康診断に限りま

す。  
(\*5) 検体が得られなかった場合等、適切に検査が実施できなかったことによる再検査または精密検査は除きます。

(\*6) 定期健康診断またはがん検診の結果通知等を会社に通知していた場合に限りま

(事務手数料)

**第6条** 制度対象者に補助金を支給する場合は、組合は事務委託会社である株式会社バリューHRへ1回の支給につき事務手数料を支払います。

(用語の定義)

**第7条** 本規程において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医師等	法令に定める医師および歯科医師をいいます。ただし、制度対象者が医師等である場合は、その本人を除きます。
がん検診	市区町村健診、職場健診、がんドック等で行われる次のいずれかの検査(*1)をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上部消化管エックス線（バリウム）検査</li> <li>・ 上部消化管内視鏡（胃カメラ）検査</li> <li>・ 子宮頸部の細胞診</li> <li>・ コルポスコープ検査</li> <li>・ 胸部エックス線（レントゲン）検査</li> <li>・ 喀痰細胞診</li> <li>・ 乳房エックス線（マンモグラフィ）検査</li> <li>・ 便潜血検査</li> </ul>

高リスク該当	定期健康診断を受けた結果、下表のいずれかに該当することをいいます。	
	血圧	収縮期 160mmHg 以上 または 拡張期 100mmHg 以上
	糖代謝	HbA1c6.5%以上
	腎機能	尿蛋白（2+）以上 または eGFR44.9ml/min/1.73m <sup>2</sup> 以下
コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁氣的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。	
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ①コンピュータシステムへの不正アクセス ②コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ③マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） ④コンピュータシステムで管理される磁氣的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為	
制度開始日	補助金の制度が開始された 2026 年 4 月 1 日をいいます。	
制度対象者	組合規約第 4 条の事業所の役員および組合規約第 42 条の組合員に定める従業員のうち、日本国内に居住している者をいいます。	
通院	医師等による治療が必要であり、病院等において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療を受けること(*2)をいい、治療処置を伴わない薬剤および治療材料の購入、受け取りのみのもの等は含みません。	
定期健康診断	役員が 1 年以内ごとに 1 回定期的に受ける医師等による健康診断(*3)または労働安全衛生規則第44条に定める定期健康診断をいいます。	
入院	医師等による治療が必要であり、自宅等(*4)での治療が困難なため、病院等または介護保険法に定める介護医療院に入り、常に医師等の管理下にお	

	いて治療に専念することをいい、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のためのもの、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの等は含みません。
病院等	医療法に定める日本国内にある病院または診療所をいいます。ただし、介護保険法に定める介護医療院を除きます。
補助金	再検査補助金をいいます。

- (\*1) これらの検査とあわせて実施される問診、視診、触診および内診を含みます。
- (\*2) 医師等による往診を含みます。
- (\*3) 健康診断の項目が、労働安全衛生規則第44条に定める定期健康診断の項目を充たすものをいい、特定の疾病に関する検査のみを受けた場合は含みません。
- (\*4) 老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。

#### 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。